

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	山形県
3. 市区町村名	酒田市
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	113-4-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.sakata.lg.jp/kurashi/mynocard/my_number.html

執行機関名 酒田市長

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年三月三十一日法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立幼稚園児の保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として市が実施する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		酒田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第6の項 私立幼稚園児の保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として市が実施する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第1条 学校教育法(昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号)第1条	酒田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成二十年六月三十日告示第二百八十三号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る <u>経済的負担の軽減を図り</u> 、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。 第一条 この法律で、学校とは、 <u>幼稚園</u> 、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。	第一条 この告示は、所得状況に応じて私立 <u>幼稚園の園児の保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする</u> 酒田市私立幼稚園就園奨励費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、酒田市補助金等交付規則(平成17年規則第53号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		酒田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱